

第1回定例会3月定例会議追加付議事件

平成31年3月19日

事 件 番 号	件	名
議案第38号	あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例	
議案第39号	あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	

議案第 38 号

あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

学童クラブ育成料の納入に関し、適正とし難い事務処理の管理・監督責任を明らかにするため、市長及び副市長の給料月額を減額する規定を整備する必要がある。

あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例

- 1 市長の平成 31 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間における給料の月額は、あきる野市特別職の職員の給与に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、条例別表に掲げる給料月額から、その月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。
- 2 副市長の平成 31 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間における給料の月額は、条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、条例別表に掲げる給料月額から、その月額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、平成 31 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。

議案第 39 号

あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）等の一部改正により、規定を整備する必要がある。

あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 15 条）

第 5 章 補則（第 16 条）

附則

第 2 条第 2 号中「あきる野市」の次に「（以下「市」という。）」を加える。

第 4 条第 1 項第 3 号中「していた者」の次に「に限る。」を加える。

第 7 条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 13 条第 1 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号エ中「滅失若しくは」を「滅失し、又は」に改め、同項第 3 号中「第 1 号のウ」を「第 1 号ウ」に、「前号のイ」を「前号イ」に改める。

第 14 条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3%」を「1パーセント」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を含むものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3

項中「、保証人」を削り、「、令」を「及び令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のあきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。